

日本に入国される際には

肉製品の有無を確認するため

荷物の中を
拝見
することがあります

ご理解とご協力
お願い申し上げます

海外から畜産物を違法に持ち込むと、3年以下の懲役又は
300万円以下(法人の場合5,000万円以下)の罰金の対象になります。
畜産物には、加熱調理品、真空パック、免税店で購入したものも含まれます。

農林水産省動物検疫所

MAFF
MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES



来日するあなたへのお願い

肉製品や果物・野菜等は日本に持ち込めません！



・国際郵便でも送れません。母国の家族や知人に国際郵便で肉製品や果物・野菜等を送らないように伝えてください。

(国際郵便で検査を受けていない肉製品、果物・野菜等を受け取った場合は動物検疫所又は植物防疫所に御連絡ください。)

・海外で使用した汚れた作業着、作業靴、長靴は持って来ないでください。

・日本に来る前1週間以内に、海外の家畜に触れないでください。また、日本に来てから1週間は、家畜に触れないでください。



- ・海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。
- ・日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則(3年以下の懲役又は300万円以下(法人の場合は5,000万円以下)の罰金等)の対象になります。
- ・悪質な持込みと判断したら警察に通報します。
- ・違法な持込みにより、逮捕された人もいます。
- ・輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。



農林水産省



動物検疫



植物防疫